

## 沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令

発出年月日：令和2年9月8日

文書番号：沖縄県警察本部訓令第14号

公表範囲：全文

沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令（平成15年沖縄県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、沖縄県警察に勤務する警察官（以下単に「警察官」という。）の警察体力検定及び体力テスト（以下これらを総称して「体力検定等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（体力検定等の目的）

第2条 体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

（体力検定等の種目）

第3条 警察体力検定の種目は、「J A P P A T」（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

- （1） 握力（筋力）
- （2） 上体起こし（筋持久力）
- （3） 長座体前屈（柔軟性）
- （4） 反復横跳び（敏しょう性）
- （5） 20メートルシャトルラン（往復持久走）（心肺持久力）
- （6） 立ち幅跳び（瞬発力）

（体力検定等の対象及び実施基準）

第4条 体力検定等の対象及び実施基準は、次のとおりとする。

- （1） 対象 警察官とする。
- （2） 実施基準 1年に1回以上行うこととする。

（運営責任者）

第5条 警察本部に体力検定等の実施に関する運営責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

2 運営責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うものとする。

（体力検定等の結果の活用）

第6条 運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、本部長に報告するとともに、これを教養訓練に反映させ、必要に応じて各所属の長に通知するものとする。また、本部長は、体力検定等の結果を活用し、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

2 各所属の長は、所属の警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持・向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

(体力検定等の効力)

第7条 体力検定等の受検結果は、判定の日の翌年度末までを有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに受検した場合は、その結果を有効とする。

2 警察大学校、管区警察学校又は他の都道府県警察において受検した体力検定等の受検結果は、この訓令による体力検定等の受検結果とみなす。

(警察官以外の職員の体力検定等)

第8条 運営責任者は、警察官以外の職員に対しても、この訓令の定めるところにより、体力検定等を行うことができる。

(細目事項)

第9条 体力検定等の実施に関し、必要な細目事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年9月8日から施行する。